

通知書の見方

(1枚目)

372-8501
群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 410

伊勢崎 はな子 様

12345678

令和○年度 国民健康保険税決定(更正)通知書

【お問合せ番号】

お電話でのお問合せの際は、こちらの 8 桁の
番号をお伝えください。

	更正前	更正後	増減
決定 保険税	円 (1)		

※賦課明細は次頁のとおり。

この通知書は、○年○月○日時点の情報により
算定しています。

(単位:円)

※下記口座から振替させていただきます。

普通徴収 期別納付額					
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額

(2)

金融機関名	
口座種別	
振替区分	
口座番号	
口座名義人	

特別徴収 月別納付額					
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額

(3)

保険税納付方法等	
徴収方法	
納税義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

(4)

- (1) 該当年度の国保税の更正(税額の変更)前、更正後の額及び差額です。「更正後」欄の金額が最新の税額です。
- (2)、(3) (1)の決定保険税額の納付方法ごとの税額(納付額)です。普通徴収の場合は(2)に、特別徴収の場合は(3)の欄に表示されます。「納付済額」は算定した時点(右上)で把握している納付額のため、直近の納付額が反映されていない場合があります。「今回納付額」は最新の税額に対し納めていただく税額です。(未納分を含みます)
- (4) 更正の事由です。複数の事由がある場合、主な事由を掲載しています。

(2枚目)

国民健康保険税決定の明細

通知書番号
被保険者番号

(単位:円)

賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保険数		
	平等割額			
	算出額			
	判定			
	政令軽減額	所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
年間保険税				
増減調整額				
減免額				
(A) 医療分保険税額				

(5)

(6)

(7)

(8)

		更正前	更正後	増減
決定額	決定保険税額(A)+(B)+(C)			
	内訳(再掲)			
	医療保険分			
	支援金分			

(9)

- (5) 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の算出区分ごとの、基礎額、被保険数、税率及び税額から12か月分の税額を算出します。それぞれ更正前、更正後の額及び増減(差額)を掲載しています。(以下同じ)
- (6) 政令軽減額は世帯の所得状況等に応じて、軽減制度が適用された場合に軽減額が表示されます。限度超過額は算出額から政令軽減額を引いた額が算出区分ごとの限度額を超過している場合に超過額が表示されます。
- (7) 年間保険税は算出額から政令軽減額と限度超過額を差し引いた12か月分の税額が表示されます。
- (7) 増減調整額は加入月数が12か月未満の場合の月割調整額や、100円未満の端数切捨て額などが表示されます。減免額は減免が適用されている場合の減免額が表示されます。
- (8) 算出額－政令軽減額－限度超過額＋増減調整額－減免額＝算出区分ごとの税額です。
- (9) 該当年度の国保税の更正前、更正後の額及び増減(差額)です。「更正後」欄の金額が最新の税額です。

お問い合わせ先 伊勢崎市役所 国民健康保険課 賦課係 電話 0270-27-2736 (直通)

E-mail: kokuho@city.isesaki.lg.jp



◀ (市 HP)